

性的指向・性自認による差別の撤廃と「LGBT理解増進法案」について

性の平等に関する委員会委員 本多 広高 (58期)



1 性的指向・性自認による差別の撤廃

世界人権宣言の1条は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と確認しているが、このことは、各人の性的指向や性自認のあり方に関わらず妥当する。

人によって、「私は女性に惹きつけられます」「私が好きになるのはいつも男性です」「私は男性に恋することもあれば女性に恋することもあります」「私にとっては相手の性別より重要なことがあるんです」などの違いがあり、人の性的指向 (Sexual Orientation) のあり方は多様である。性的指向は、自らも気がつかないこともあるし、人生において変動することがあっても、自らの意思で変更することは高度に困難である。現在、全国106・総人口の37.5%の自治体においてパートナーシップ制度 (様々なものがあるが、民法上の効力は無いけれども自治体が同性である又は異性でない者の関係を公的に認める制度) が導入されており、実際にさまざまな性的指向の人がいることは具体的な実感をもって理解されてきているところである。

他方でまた、人によって、「私は女性です」「私は男性です」「私は女性でもあり男性でもある」「私は男性とも女性ともどちらにも分類されたくない」などの異なりがあり、人の性自認 (Gender Identity。性同一性との訳もありうる) のありかたも多様である。人間の身体には、染色体や外性器・内性器において、男性的な特徴や女性的な特徴があるとされているが、その人の認識・経験する性別は、身体の特徴と一致するとは限らない。生まれたときには、医師が出生証

明書に子の性別を女と書いたときでも、その子は (なぜかわからないが) 「スカートなんかはいてられない」と思ったりすることがある。その子にとって、日々の生活において実感している性別は女性ではないのである。実は誰もその人の内において性別を実感しているものである。自らの性別がどうなっているのか悩んだりする人は少なく無いが、各人が認識・経験する性別は、その人の意思で変更することは高度に困難である。^{*1}

そして、現代の社会では、個人の性的な事柄は、多くの人にとりたいていの場面で、人格の核心に関わるものである。

したがって、個人の性的指向や性自認 (SOGI) ^{*2} のあり方は尊重されるべきであり、それによって差別されるべきものではない。

性的指向や性自認のゆえに本人にはどうにもならない不利益を負わされることはあってはならないし、また、性的指向や性自認を差別事由として不当な差別が繰り返されてきたことは確かである。このことからすれば、性的指向や性自認を理由とする異別取り扱いや、やむにやまれぬ特別の事情が証明されない限り差別として禁止されるべきであろう。^{*3}

国連の人権高等弁務官事務所は、性的指向や性自認による差別を禁止し取り組むために政府がなすべきこととして、「性的指向、性自認、又は性徴を理由とする差別を関連する包括的な法律と政策を定めることによって禁止し取り組む。差別なく同性のカップルとその子どもたちを法的に承認し、また、トランスジェンダーの人々が人権侵害的な要求無しの単純で

*1: 関連法律として、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律。もっとも、世界保健機関 (WHO) の国際疾病分類 (ICD-11 2019年採択 2022年発効) は、精神病としての性同一性障害の概念を廃止して、性の健康に関連する状態 (conditions related to sexual health) としての性別不合の概念を採用した。

*2: 性的指向や性自認の英語表現 Sexual Orientation and Gender Identity を略すると SOGI になる。

*3: 当会の同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書 2021年3月8日「性的指向が本人の意思によって左右できないものであり、かつ性的指向のゆえの差別が歴史的にあったことからすると、性的指向に基づく差別については厳格な審査基準によって審査すべきである」。同月17日平成31年(ワ)第267号札幌地裁判決、Kärner v. Austria, 40016/98, Council of Europe: European Court of Human Rights, 24 July 2003。

行政的な手続きによってその人の性自認の法的な承認を得ることができるように保障する。基本的役務、教育、住宅、医療について差別なく利用しうることを保障する。LGBTI*4の人々を病気あるいは障害*5と位置付ける時代遅れの医療上の分類を改革する。公的役職者と一般公衆を対象とする訓練、教育、気付きの喚起活動を通して偏見と差別と闘う。LGBTIの人々にその権利に影響ある立法と政策に関して意見を聞く」ことを勧告している。*6

2 LGBT理解増進法案

性的指向や性自認による差別の撤廃に関しては、日本国の国会においても、2016年には、民進、共産、生活、社民より、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が提出されており、2018年にも、立憲、国民、無会、共産、社民、自由から同名のほぼ同内容の法律案が提出されている。与党の自由民主党は、2016年、「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」を発表して、「性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的に、今後、議員立法の制定を目指す」などの方針を明らかにした。*7

この両者の間には大きな隔たりがあったが、2021年の常会第204回国会の期間中の5月14日には、超党派のLGBTに関する課題を考える議員連盟によって、「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」がとりまとめられた。この法律案は、性的指向・性自認の多様性の理解の

増進に関する施策の推進に関して、基本理念、国及び地方自治体の役割、さらに基本計画の策定等について定めるものであったが、他方で、目的（第1条）において、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識」を確認するものであった。

この後、各党において同法案の成立のための党内手続きが終了した。しかし、自民党においては党内における反対論も強く手続きは進まなかった。この間、同法案が不十分なものであることを指摘する意見がある一方で、その成立を望む声も多数あった。自民党本部前ではLGBT差別への謝罪と法案成立を求めている座り込みもあり、現地で550人、オンラインで3000人以上が参加したという。「LGBT法案の今国会提出を求める、弁護士・法学者緊急声明」には、弁護士法学者有志1286名が賛同した。当会の矢吹公敏会長も6月10日に「LGBT理解増進法案に関する会長声明」を发出した。しかしながら、法律案は提出されないままに、国会の会期は6月16日に終了した。

3 包括的差別禁止法

このような極めて控えめな法案すら成立しなかったことは非常に残念なことである。しかし、同時に、差別が許されない事由（人種、信条、性別、社会的身分、門地、性自認、性的指向、障がい、年齢など）において包括的であり、差別が許されない場面（学校・教育、雇用、医療、公的役務、民間事業、刑事手続・収容施設など）においても包括的なあるべき差別禁止立法への機会を得たと筆者は感じるものである。

*4：Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersexの頭文字語。

*5：原文は、disorderでありdisabilityではない。いずれの語も障害と訳されることがあるが、ここでのdisorderとは、精神疾患 mental disorderの意味であるのに対して、一般に、disabilityは、障がい者権利条約にいうdisabilityであり、全く異なるものである。

*6：国連の人権高等弁務官事務所の国際人権法における性的指向、性自認、性徴に関する小冊子「Born Free and Equal」（2012年発行2019年改訂）7頁（翻訳は筆者による）。

*7：LGBT法連合会「『性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律』に対する私たちの考え方」2015年。